

鳥取県告示第 302 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事	南 場 喜一郎	東伯郡北栄町六尾336
理 事	川 本 信 竹	東伯郡北栄町原830
理 事	田 中 武 久	東伯郡北栄町西園1167
理 事	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66－ 1
理 事	中 井 敏 浩	東伯郡北栄町東園368－ 3
理 事	田 中 正 一	東伯郡北栄町東園334
理 事	上 井 敬	東伯郡北栄町西園931－ 2
理 事	油 本 武 義	東伯郡北栄町六尾443
監 事	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853
監 事	谷 口 公 正	東伯郡北栄町瀬戸761

平成20年 4 月 6 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66－ 1
理 事	中 井 敏 浩	東伯郡北栄町東園368－ 3
理 事	前 田 正 雄	東伯郡北栄町六尾409
理 事	川 本 信 竹	東伯郡北栄町原830
理 事	田 中 正 一	東伯郡北栄町東園334
理 事	田 中 武 久	東伯郡北栄町西園1167
理 事	上 井 敬	東伯郡北栄町西園931－ 2
理 事	油 本 武 義	東伯郡北栄町六尾443
監 事	谷 口 公 正	東伯郡北栄町瀬戸761
監 事	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853

平成20年 4 月 7 日就任 任期 4 年